

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度「本巢市一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金	832,488 千円
うち社会保障財源化分（税率引き上げ分）	(458,628 千円)
【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	3,900,835 千円

（単位：千円）

区 分	令和5年度 決 算 額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源				一 般 財 源	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 （社会保障財 源化分の市町 村交付金）	その他
社会福祉 1 障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護など	2,212,260	890,604	417,516	5,300	72,483	174,520	651,837
社会保険 2 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など	1,286,287	45,054	169,170	0	0	226,411	845,652
保健衛生 3 医療、健康増進事業、予防対策事業など	402,288	105,664	13,139	0	10,284	57,697	215,504
計	3,900,835	1,041,322	599,825	5,300	82,767	458,628	1,712,993

※ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源に充当しました。